

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 令和五年新年祝賀の儀を行われる件
（宮内庁八）
- 個人情報保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の業務範囲の変更を認定した件
（個人情報保護委一五）
- 令和五年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限
（厚生労働三四七）
- 保安林の指定をする件
（農林水産一九一二、一九一三）
- 保安林の指定実施要件を変更する件
（同一九一四、一九二一）
- 保安施設地区の指定をする件
（同一九二二）
- 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁一五）
- 国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（同一六）
- 道路に関する件
（東北地方整備局一二三三）
- 道路に関する件
（北陸地方整備局八九、九三）

- 道路に関する件
（近畿地方整備局一五二、一五三）
- 道路に関する件
（九州地方整備局一四二、一四五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 人事院 法務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

八戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について
（農林水産省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

無縁墳墓等改葬関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

告 示

○宮内庁告示第八号

令和五年新年祝賀の儀を次のように行われる。
令和四年十二月一日 宮内庁長官 西村 泰彦
令和五年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。
一 午前十時
皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王
二 午前十一時
内閣総理大臣及び内閣法第九条の第一順位指定大臣並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県の知事三人及び都道府県議会の議長三人

○厚生労働省告示第三百四十七号

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）第十八条第一項の規定に基づき、令和五年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限を次のように定める。
令和四年十二月一日 厚生労働大臣 加藤 勝信

○個人情報保護委員会告示第十五号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十条第一項の規定に基づき、次の団体の業務範囲の変更を認定したため、同条第二項が準用する第四十七条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和四年十二月一日 個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

一 団体の名称及び住所
特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
東京都千代田区神田駿河台一―二 書店会館
四階

二 認定を受けた日
令和四年十一月九日

三 業務の範囲
防犯カメラを用いた警備業務及び防犯システムの提供業務

令和五年における毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）第十八条第一項の厚生労働大臣が定める期限は、次の表の第一欄に掲げる月の月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。以下同じ。）について行う全国調査（同令第二条の全国調査をいう。以下同じ。）の調査票ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる日までに都道府県知事が審査した調査票にあつては、同表の第三欄に掲げる日とし、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の翌日以後に都道府県知事が審査した調査票にあつては、同表の第四欄に掲げる日とする。ただし、都道府県知事が、同表の第一欄に掲げる月の月末現在について行う全国調査の調査票（同令第十七条第一項又は第二項の規定により提出された調査票に限る。）について、それぞれ審査した調査票を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し、同表の第三欄又は第四欄に掲げる日までに電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣に送付した場合には、当該調査票に係る当該期限は、第五欄に掲げる日とする。